

第60回 補装具評価検討会

日時 令和5年10月24日(火)
15:00～
場所 TKP新橋カンファレンスセンター
ホール15A

第 60 回補装具評価検討会 議事録 (2023. 10. 24)

河野： それでは定刻となりましたので、ただ今より、令和 5 年度第 60 回補装具評価検討会を開催いたします。皆さまには、ご多忙のところ検討会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日は、本会場と Web との併用開催となります。続きまして、構成員の出席状況についてご報告いたします。会場でご参加の構成員の方が 6 名、Web でご参加の方が 5 名、ご出席いただいております。次に、厚生労働省の事務局を紹介いたします。障害保健福祉部長の辺見でございます。企画課長の江口でございます。自立支援振興室長の川部でございます。福祉用具専門官の徳井でございます。障害者支援機器係長の田中でございます。障害者支援機器係の金谷でございます。私は、自立支援振興室長補佐の河野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。次に、オブザーバー 8 名の方をご紹介します。横浜市総合リハビリテーションセンター リハビリテーション科、横井医師でございます。テクノエイド協会 言語聴覚士の蒲生研修第二課長でございます。国立障害者リハビリテーションセンター、山崎支援機器評価専門官でございます。国立障害者リハビリテーションセンター、中村義肢装具士長でございます。国立障害者リハビリテーション病院、山田主任視能訓練士でございます。国立障害者リハビリテーションセンター学院 義肢装具学科、丸山教官でございます。厚生労働省保険局の神谷医療経済専門官でございます。なお、本日、横井医師におかれましては、Web にてご参加いただいております。まずはじめに、障害保健福祉部長の辺見より、ご挨拶申し上げます。

辺見： 改めまして、障害保健福祉部長の辺見でございます。第 60 回の補装具評価検討会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。構成員の先生方、また本日オブザーバーとしてご参画をいただいております厚労科研の研究班の先生方におかれましてはお忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。皆さま方におかれましては障害保健福祉政策の推進、とりわけ補装具給付制度の円滑な運営に日頃から多大なるご尽力を賜っておりますことをこの場をお借りいたしまして、改めて御礼を申し上げます。前回の 59 回は 3 月に開催をされまして、しばらく間が空いたところでございますが、これから月 1 回ぐらいのペースで、年度末の補装具給付費に関する告示の見直しを念頭に置きまして、ご議論をいただきたいと考えております。補装具を取り巻く昨今の状況につきましては、原料価格費の高騰でございますとか、さまざまな技術の進歩など目まぐるしいものがございます。こうした変化に適切に対応していくことが求められていると考えているところでございます。補装具制度を所管をいたします、障害保健福祉部といたしましても、こうした状況を踏まえまして、告示の改正に向け、厚生労働科学研究の成果を活用するとともに、現場の皆さまからのご意見をお伺いしながら、また構成員の皆さまのアドバイスもいただきながら、しっかりと検討を進めて参りたいと考えているところでございます。皆さまの専門的な知識、ご経験を元に今後の議論におきましても、忌憚のない、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます。有意義な検討会となることを祈念をいたしております。開催にあたりましての私の挨拶は、以上でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

河野： それでは、補装具評価検討会の構成員の方につきまして、改めてご紹介させていただきます。構成員名簿にそって、五十音順にご紹介させていただきます。佐賀大学医学部附属病院リハビリテーション科 診療教授、浅見豊子構成員でございます。国立障害者リハビリテーションセンター病院 副院長、石川浩太郎構成員でございます。中部学院大学看護リハビリテーション学部 教授、井村保構成員でございます。宮城県リハビリテーション支援センター 顧問、樫本修構成員でございます。埼玉県総合リハビリテーションセンター 主任、河合俊宏構成員でございます。国立病院機構箱根病院 リハビリテーション科医師、小林庸子構成員でございます。国立障害者リハビリテーションセンター病院 第二診療部長、清水朋美構成員でございます。横浜市総合リハビリテーションセンター センター長、高岡徹構成員でございます。兵庫県立総合リハビリテーションセンター 所長、陳隆明構成員でございます。元国立障害者リハビリテーションセンター 総長、飛松好子構成員でございます。国立障害者リハビリテーションセンター 総長、芳賀信彦構成員でございます。なお大阪電気通信大学 森本正治構成員におかれましては、本日欠席となります。また、石川先生、井村先生、小林先生、陳先生、芳賀先生におかれましては本日 Web にてご参加いただいております。以上、本日までご出席いただきました11名の構成員の皆さまにおかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。議事運営につきましては樫本座長にお願いしまして、芳賀構成員におかれましては副座長をお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

樫本： それでは芳賀副座長、それから皆さま、よろしくお願いいたします。3月から久しぶりということですが、その間にワーキンググループが3回ありましたので、われわれは久しぶり感があんまりないんですが、今日はその振り返りも含めて、皆さんで活発な議論をおこないたいと思います。よろしくお願いいたします。では、議事に入る前に、事務局から検討会の公開・非公開について、よろしくお願いいたします。

河野： はい、検討会の開催要項にも明記しておりますが、厚生労働省における審議会や検討会は、原則として会議、議事資料及び議事録を公開することとしておりますので、本検討会におきましても議事録を公開いたします。なお、要綱において、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開することとなっております。そのため、個別の企業名や個別の品名等に対する意見または評価等が述べられる部分については非公開とし、公開可能な議事資料及び議事録については、座長のご了解を得た後、ホームページで公開することとしたいと思います。

樫本： はい、よろしいでしょうか。それでは、資料、議事要旨、議事録の公開ということで、議事に入ります。事務局から、配布資料の説明をお願いいたします。

河野： はい、お手元でございます資料ですが、本日の資料は、「議事次第」「資料1～4」「参考資料1～3」となっております。ご発言の方法ですが、Webでご参加の構成員におかれましては、ご発言いただく際に「手を挙げる」というアイコンを画面に表示していただく、もしくは、実際に挙手してお知らせをお願いいたします。なおご発言されないときは、ミュート機能の設定をお願いいたします。また、聴覚や視覚に障害のある構成員、オブザーバーの方もいら

っしゃいますので、ご発言される際は、ご氏名をお名乗りいただき、できる限りはっきりご発言くださいますようお願いいたします。以上でございます。

樫本： 個別の製品についての記載がある資料については、非公開としたいと思います。事前に資料を見せていただいて、今回、非公開がなかったですね。資料はすべて公開という形になります。それでは本日の議題に入ります。1つめの議題について、事務局から説明をお願いいたします。

徳井： はい、それでは、令和6年度補装具費支給制度の告示改正に向けたスケジュールについて、資料1「補装具費の見直しに向けたスケジュール」をご覧ください。当初の予定より、検討会の開催を2回増やしまして、本日開催しております第60回から、3月に開催予定の第65回まで、6回の検討会を、今年度予定しております。これは、ワーキンググループでもご議論いただいた既製品装具の告示収載に加え、令和6年度の告示改正内容について、時間をかけてご検討いただきたいと思います。したがって、第62回、64回につきましては、現在のところ、持ち回り開催としたいと思います。これら6回の検討会を踏まえて、令和6年3月下旬に告示改正というスケジュールで考えております。2ページ目はスケジュールを図に示したものになります。ご説明は以上となります。

樫本： ありがとうございます。スケジュールについてですが、何か皆さまからご意見ございますでしょうか。年度末に向けて、毎月のように、議論を重ねていく、大切な時期になっていますので、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。では、よろしいでしょうか。それでは次の議題に移ります。次の議題について、事務局より説明をお願いいたします。

徳井： はい、次は「厚生労働科学研究（障害者政策総合研究事業）調査に関する報告」ということで、資料2をご覧ください。こちらにつきましては、令和3年度から4年度に実施されました「技術革新を視野に入れた補装具の構造・機能要件策定のための研究、中村班」および「R5-7年度 技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究、浅見班」の双方の研究結果をまとめたものを、浅見班の各研究分担者からご報告いただきたいと思います。それではまず、中村オブザーバーからお願いいたします。

中村： はい、中村班の研究結果についてご報告します。

徳井： マイク入っていますか。

すみません、UDトークを使っていますので、ハッキリとお願いいたします。

中村： では、令和4年度に調査しました、補装具政策に関わる人件費、原材料価格、仕入れ価格について簡単にご説明します。義肢装具・座位保持に関しましておもに、日本義肢協会・日本車椅子シーティング協会の会員を対象に調査票を送りまして、調査をいたしました。調査票は3つの種類にわかれていまして人件費の収支に関して、これは全会員対象です。その他、費用あるいは素材価格については一部の会員を対象に、調査票を送りました。調査票の回収は3ページに示しています。結果を4ページに示していますが、端的に示しますと、全体として人件費としては時給2193円。ただし義肢装具・座位保持装置、多少のばらつきはありま

して、このような結果になっています。ただし、全体としては製造業あるいは全産業に比べますと、人件費としてはこの業界としては安くなっているということが言えると思います。また、素材価格ですね。昨今の物価高騰、原材料費の高騰が言われていますが、義肢装具・座位保持装置についても、たぶんに漏れず10%前後の価格上昇が認められています。これが昨今、事業所の経営を圧迫しているといわれています。特に、汎用材料ですね。例えば石膏やプラスチックとか、いわゆる一般に回っているような材料ほど上昇率が高いということで、多少、義肢装具のマイナーなものは一部在庫とかが確保されていますので、価格上昇の影響がまだ出てきていない。それが枯渇しますと、一気に値段が上がるということが予想されます。その他ですね、補聴器、あるいは車椅子、杖、歩行器等を調べたのが6ページにあります一覧表になります。この場合も同様に2桁、10%以上の価格上昇が軒並みありまして、この分が、やはり経営状態を圧迫しているということが裏付けられています。続いて、義肢について、端的にご紹介します。皆さんご存知のように、義肢というのは最近急速に発展していきまして、多くの方が義肢を装着して社会参加を果たしています。それによって切断者が、活動的に動けるようになったり、従来は義肢の適用にならなかった方が、医学の進歩で、それを装着して、社会に出ていくと。結果として、義肢を装着して働くことで納税者として公適用が還元するということで、制度が目指すシステムが成り立ってはいると思います。ただしですね、現在の制度が作られた当時には想定されていなかった変化があります。ひとつは、今言いました義肢の進歩で、材料が進歩したということと、部品が高機能化・多機能化。それによって値段が高くなりました。部品がいろいろ増えましたので、どの部品がいいのか、選ぶのにとても時間がかかりますし、その判断に技術が必要になっています。もうひとつは切断者自身が変わっているということです。従来は、交通事故や外傷による切断者が多かったのですが、最近では下肢で言えば、糖尿病等による末梢血管障害による切断者が増加しています。すなわち、昔はけがが人の切断者だったのですが、今は病人の切断者ということで、適合調整が全身の管理も含めて難しくなっているということがあります。このふたつを背景にして、現状の製作事業者が抱える問題を整理しますと、フリーコメントで記述してもらおうと、なかなか厳しい状況が書かれています。コメントの内容の分類を示した円グラフをここに示していますが、多くは先ほど申しました価格の高騰ですね。その次に技術的に難しくなったので、その分の対価がないと。極端に言えば、利用者のために丁寧にやればやるほど赤字になってしまうということがあります。あとは、基本価格が現実に合っていないとか、想定外の費用があるとか、あとは判定上の更生相談所の判断が非常に一定ではないというようなコメントがありました。もう少し詳しく説明しますと、今の価格はいわゆる基本工法という義肢を作るそのプロセスによって値段が組み上がっているのですが、それは義肢を1個作るための時間なんですよ。時間と手間暇がかかっています。ところが、先ほど言いましたように、義肢のフィッティングとかがとても難しくなって、時間がかかるものですから、その場合の部品の機能の評価や、調整作業、そういうことが昔と比べて格段に手間暇がかかっています。その分が反映されていない。さらに、今の価格と作業時間、あるいは人件費等を用いて、試算すると、ちょっと衝撃的な結果になりました。左側の緑の表は、義足の股義足から下腿義足まで、切断の場所によって、分類した義足の値段ですが、高位切

断、いわゆる失われた脚の部分が大きいほど、利益率が低くなっています。つまり、難しい義足ほど儲からないということが分かってきました。また、義手のほうでは、装飾義肢、能動義肢、電動義肢、いろんな種類の義手がありますが、同じ前腕義手でも、その用途によって、利益率が全然違うと。特に新しく導入された電動式に関しては、ある程度妥当な利益率が設定されてはいるんですが、昔からある能動義手というのはほとんど利益がない。ということで、義肢の利益率はもともと低いと言われていましたが、昨今の物価高騰の影響をものに受けると、不採算となる場合が想定されています。先ほど言いましたように、高位切断のほうが利益率が低い。同じ採型区分でも、形式で利益率が大きく異なるという事実が見えてきます。ということでハッキリ言いますが、現行の支給基準では義肢が事業としては成り立っていないと、研究サイドとしては判断します。特に、利益率の低い義肢は敬遠され、結果的にいちばん何が怖いかというのは、義肢装具士が製作適合するチャンスがなくなってしまうということで、技術自体が消えてしまう恐れがあります。ということで、このような分析をしていますと、制度設計した当時と現実が大きく乖離していますので、やはり、その分の適合評価と部品の調整とか、その技術に対する上乘せをしてあげないとなかなか事業としてやっていけないということで、基本工作法、価格を計算するベースとなる基本工作法を見直して、それに基づいて支給基準の価格を決定していくことがよいのではないかと研究班としては結論づけています。以上になります。

徳井： 次は装具のほうを丸山オブザーバー、お願いいたします。

丸山： 国立リハビリテーションセンター学院の丸山でございます。私のほうからは装具ということで、14 ページを見ていただきたいのですが、まず装具に関しても、義肢同様、材料の進歩、技術の進歩ということがあって、制度制定時には想定されていないものが普及してきています。そして装具の種類によって進捗の度合いが異なるために実態との乖離、そして各装具間のバランスが取れていないということが見受けられます。一例として、ここに挙げているのは、写真にあるものですが、足底装具の採型法についてです。これは、印象材、またはインプレッションフォームという、いわゆる足を押し付けると足の型がとれるというもので、これは制定当時は想定されていなかったものなのですが、ギプス採型法に比較して印象材を用いた方法は、材料費が安く、かつ作業時間が短縮されるということもあり、また、採型時には矯正手技は限定されるのですが、足の足底の形状が採れるということで、普及しているものです。材料費が安いということと、作業時間が短縮されることについて調査してみたのが、次のページの15 ページ目の上の表になります。①と書いてあるところですが、採型に要する時間と材料費ということで、採型用材料費と時間について、ギプス採型法と、印象材を用いた方法について比較したものがこの表です。このように印象材を用いた場合、採型用材料費は3分の2、採型に要する時間は3分の1になります。これは、あくまで3名による予備調査という形ですが、このような結果になっています。これが実態との乖離という部分なのですが、各装具間バランスという意味では、②の足底装具の一例おける利益率の比較になります。右の写真にあるアーチサポートというものを想定して、時間を算出して、利益率を出したものと、下の短下肢装具を想定して、算出したものと比較をしたものが、下の表になります。このように、だいぶ利益率が異なるという結果となっています。ただ、こ

れも、3名による調査ということと、あとは昭和53年54年の研究調査の算定式をもとにして計算したもののなので、実態とは少し異なると考えられますが、ただ比較はできるものと考えていまして、それによると、およそ1.7倍ぐらい、足底装具のほうが高くなるということになっています。このように、16ページに行きますが、現実には即した乖離が見られるものに対しては、新たな価格設定が必要ということで、印象材を使用した採型法を反映した基本価格の設定が必要ではないかということです。もちろんそれをきちんと行ったことの担保として、判定員による指示が明確であることが必要になると思います。もう一つは、価格については、標準的な製作方法、実態をまず調査する必要がある、それをもとに起算する必要があるかというところがございます。私からは以上です。

徳井： では次に、車椅子・電動車椅子について、横井オブザーバーよろしくお願いします。

横井： よろしく申し上げます。18ページをご覧ください。現状の課題ですが、車椅子・電動車椅子の価格については、座位保持装置と異なっていて、車椅子・電動車椅子の価格については、本体の購入基準と付属機能の修理基準との合計ということで、本体に含まれる内容や採寸等の作業にかかる費用が明確ではないということが問題になっています。続いて、19ページです。ということで、今回は、車椅子のモジュラー型の発注書から実際の車椅子の本体価格に含まれる内容の調査ということで項目を抽出してみました。本体価格に含まれる項目としては、主にフレーム、シート、バックサポート、アームサポート、レッグサポート、フットサポート、大車輪、キャスタ、ハンドリム、ブレーキという項目を挙げられています。さらに、上記項目で機能を選択する場合は、本体価格に加算機能を設定されており、またその他の項目については、オプション項目として価格設定をされているという状況になっています。次の20ページに行きますと、これが先ほどの価格構成を簡単に図に示したもので、本体価格、本体価格に含まれる内容に加えて、本体の加算要素後価格、バックサポートであれば、張り調整費であったり、アームサポートであれば跳ね上げ式であったりとか。そういうものの価格。さらに、それ以外のオプション価格。これらの3つの合計によって、価格が構成されているという結果になっていて、こういうところでは、価格体系、支給基準の見直しが必要と考えられるかなと思います。続いて21ページ。採寸等の作業にかかる費用ということで、こちらは基本価格に対する基本工作法の案ということで、案を設定しています。次のスライドをお願いします。22ページです。ということで今回の結果より、ということで、まず技術料としての基本価格、そして本体、それから本体の加算要素、それから付属品となる製作要素価格。プラスアルファ、場合によっては完成用部品のプラスということでこういう形の価格案にするのが良いのではないかと研究班では考えております。以上になります。

徳井： では視覚関連補装具について、山田オブザーバーお願いします。

山田： 国立障害者リハビリテーションセンター病院の眼科の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、視覚関連補装具についてご報告させていただきます。24ページからになります。視覚関連補装具のうち、視覚障害者安全つえと眼鏡コンタクトレンズにつきましては、昨年度までの研究の中で調査がなされています。今年度は義眼・眼鏡の矯正

用・遮光用・弱視用について物価上昇に伴う仕入れ価格の変化率について調査をいたしました。それぞれについて、次よりご報告します。25 ページです。最初に、視覚障害者安全つえです。基準の仕様が 30 年以上据え置きである点と、多様な石突が存在するものの基準では考慮されていない点に着目しまして、仕様と販売価格について調査を行っております。基準額と販売価格を比較した結果、普通用の繊維複合材料はプラス 17.1%、木材はプラス 63.8%、軽金属は 28.8%を示しました。携帯用の繊維複合材料は、プラス 18.9%、木材はマイナス 8.1%、軽金属はマイナス 5.9%でした。身体指示併用はプラス 20.8%を示しております。次のページです。そして、視覚障害者安全つえにつきましては、備考欄の付属品の調査も行っております。夜光材料はプラス 13.8%、全面夜光材付きはプラス 21.9%、フラッシュライト付きはマイナス 48%、エル付きはマイナス 72.9%、ポリカーボネート、ゴムクリップ付きは変化がありませんでした。以上から、全体的には基準価格よりも販売価格が高い場合が多いことが示されました。また、仕様についての調査からは、石突の種別を区別することの有用性が示されまして、仕様の種別を加味した基準価格の見直しが必要なことが示唆されました。次に 27 ページ、コンタクトレンズです。30 種類のコンタクトレンズについて、その販売店を対象として補装具費支給制度以外での販売価格について調査をおこない、仕様区分ごとに平均価格を算出しております。仕様区分につきましては、コンタクトレンズが補装具として、処方されることの多い疾患や使用する目的、効果によって分類して、円錐角膜等の疾患で使用する多段階コンタクトレンズ、羞明感の軽減を目的に使用される虹彩付きソフトコンタクトレンズ、その他、従来型の 3 つに分けております。続きまして 28%の結果です。多段階コンタクトレンズや虹彩付きコンタクトレンズの価格は、基準価格を大幅に上回っていたことがわかりました。また、以上の 3 分類の他に、装用サイクルに着目した分類の分析も行っておりまして、その結果、頻回交換のソフトコンタクトレンズでの 1 年間の購入額が従来型コンタクトレンズの価格よりも高いことが示されました。以上から、仕様ごとの基準価格の見直しの必要性が示唆されております。続きまして 29 ページです。続いて、義眼、眼科用の共生を遮光用、弱視用について物価上昇に伴う仕入れ価格の変化率の調査について、お話をさせていただきます。令和 5 年 6 月の仕入れ価格と、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの仕入れ価格の変化率を調査いたしました。結果を 30 ページに示します。義眼レディメイド、眼鏡矯正用の遮光機能付き以外、遮光用の前掛け式の変化率の単純平均は 0%を示しています。義眼オーダーメイドはプラス 5.4%、矯正用遮光機能付きはプラス 4.3%、遮光用掛けめがね式はプラス 0.5%、弱視用の掛け眼鏡式はプラス 16.5%、焦点調整式はプラス 17%を示しました。眼鏡の矯正用の遮光機能付き以外の変化率の回答はアンケートをしましたが、1 社のみで、仕入れ価格は変化率であっても公開できないという回答が多数でありました。最後に、31 ページから、備考欄について弱視眼鏡掛けめがね式の高倍率、3 倍率以上の主鏡を必要する場合の記述について、今回の調査から確認できました事項がありますのでご報告させていただきます。調査結果より単純平均プラス 20%を示す結果が示されておりますが、販売されている実際をお示しましたところ、焦点調整式を眼鏡に組み込んで主鏡として使用する眼鏡を掛けめがね式として申請している実態が明らかになりました。なぜそのようになってしまっているのかということですが、32 ペー

ジにまとめました。それには補装具支給事務ガイドブックの定義と光学的定義の統一がなされていないことに要因があると思われました。こちらに示しますように、光学的定義では対物レンズと接眼レンズの構造により、掛けめがね式はガリレイ式、焦点調整式ケプラー式とされています。現在、3倍以上のガリレイ式は販売がありませんが、ケプラー式では3倍以上のものも販売されており、眼鏡に組み込んで使用することも可能です。一方、ガイドブックでは掛けめがね式はルーペを眼鏡に組み込んだもの。焦点調整式は手に持って使用するタイプと定義されておりまして、ガリレイ式、ケプラー式といった光学構造に基づく記載はありません。そのため、焦点調整式を眼鏡に組み込んで主鏡として使用する眼鏡が掛けめがね式として申請されております。今後実態に合わせて掛けめがね式と焦点調整式の定義や、備考欄の見直しが必要と思われました。最後にまとめとなります。視覚障害者安全つえは告示価格よりも市場価格の方が高いが、安いものもあり。義眼レディメイドは販売数が少なく価格変動なし。オーダーメイドは、価格変動をプラス5.3%、眼鏡について矯正用は回答が得られませんでした。遮光用は前掛け式、掛けめがね式ともに価格変動がありません。コンタクトレンズは多段階、虹彩付きを加算要素として追加を考えております。弱視用としては、掛けめがね式、価格変動はプラス16.5%、焦点調整式はプラス17%と示されています。以上となります。

徳井： では、補聴器につきまして、蒲生オブザーバーよろしくお願ひいたします。

蒲生： テクノエイド協会の蒲生です。よろしくお願ひします。補聴器の場合、各メーカーが障害者総合支援法対応補聴器として、補装具費支給制度の価格帯に合わせた製品について別にカタログを作成し、販売しています。こうした補聴器をここでは便宜的に制度内補聴器と呼ぶこととします。一方、補聴器そのものは通常の医療機器として販売されているものであり、本来市場の動向を反映して価格が変動するような製品です。ここではこうした市販品としての補聴器を便宜的に市販補聴器とし、現在の市場価格を調査しました。制度内補聴器、すなわち補装具としての補聴器はもちろん告示価格として決まっていますので、過去3年間金額は固定されていて、価格変動はありません。現実的な問題として、近年の物価上昇やテクノロジーの進歩などを考えると、適正な価格変動は避けがたいと考えますが、そのための調査として、まず市販補聴器の価格について調査をおこないました。次をお願ひします。今回、日本補聴器工業会の協力を得て、実際の市販補聴器の価格変動を、メーカー希望小売価格ベースで分析してみました。各社の代表的な補聴器でそれぞれバリュークラスという廉価版の機種、スタンダードクラスの機種、プレミアムクラスとされる高級機種で、2021年4月1日時点でのメーカー希望小売価格と2023年4月1日時点でのメーカー希望小売価格で比較してみました。全体ではバリュークラスで5.43%。スタンダード、プレミアムクラスで、それぞれ11.70%、10.69%という結果となりました。市販されている補聴器で考えると、過去3年間では、5~10%の価格上昇が見られたということになります。次をお願ひします。各クラスをそれぞれグラフで表しております。次をお願ひいたします。こちらはスタンダードクラスになります。次をお願ひします。こちらはプレミアムクラスになります。次をお願ひします。調査①のまとめです。メーカー希望小売価格ベースでの市販補聴器の調査では、2021年からは5~10%の価格上昇が確認されました。スタンダード、プレミアムクラ

スではそれぞれ 10%の価格上昇でしたので、おそらく各社とも技術の進歩も入れつつ、補聴器販売をおこなうには、この程度の価格上昇が必要だと思えます。次をお願いいたします。先ほどの調査は補聴器メーカー、つまり補聴器の元売りを対象におこなったものですが、同時に小売店側に対する調査も行っております。今回の調査では 977 店舗からの有効な回答が得られました。次をお願いいたします。今回対象とした 977 店舗のうち、実際に制度内補聴器の取り扱いがあると回答したのは、93%であり、今回の調査対象の大半で制度内補聴器を取り扱っております。次をお願いいたします。こちらも次をお願いいたします。こうした販売店の調査期間 5 営業日での販売内容を具体的に質問しますと、台数ベースでは 8%程度が支援法での補装具費対象として販売されておりました。そのうち 3 分の 1 では差額を支払って機種変更をおこなう差額自己負担が実際におこなわれておりました。次をお願いいたします。調査 2 のまとめです。補聴器販売店を対象にしたアンケート調査結果をまとめました。有効回答数は 977 店舗にとどまりましたが、これらの店舗は、2022 年取り扱い実績ベースで制度内補聴器の 57%を扱っていると推定される店舗からの回答で調査期間中、5 営業日での市販・制度内補聴器販売のサンプリング調査としての実態調査です。制度内補聴器の販売はこれらの店舗では、台数ベースでは全体の売上台数の 8%程度ですが、そのうち 3 分の 1 程度の販売で、差額自己負担が実施されておりました。次をお願いいたします。最後になりますが、修理項目の整理について、日本補聴器工業会を介して各メーカーにアンケート調査を既に実施しています。しかし、それぞれの会社で修理価格、修理項目に対する考え方が違い、メーカー間での全体的なコンセンサスが得られる結果とならなかったというのが現状の結論でございます。以上です。

徳井： はい、それでは次に重度障害者用意思伝達装置につきまして、横井オブザーバー、よろしくをお願いいたします。

横井： よろしく申し上げます。今回近年の物価上昇に対する価格変化について、重度障害者用意思伝達装置、本体・修理項目に関する価格変動調査を行いました。期間は 2023 年の 6 月から 7 月ということで、令和 5 年 6 月、令和 2 年の価格について調査をおこないました。次をお願いいたします。結果です。機種についてですが、回答のあった機種については、専用機器が 1 件と、あとはパソコンソフトウェアを組み込んだ専用機器で、基本的には 45 万円の高度な環境制御機能が付加されたもの、もしくは通信機能が付加されたもの、そしてあとは生体信号の検出および解析装置、これも 45 万円ですが、こちらの方の機種のみが回答があったということで、こちらについてもちょっと今後検討が必要かなという結果でした。50 ページをお願いいたします。本体価格についてですけれども、文字等操作入力方式、生体現象方式、両者とも 3%から 5%程度の変化率でした。ただしメーカー希望小売価格は基準価格を超えるものは認められませんでした。次をお願いいたします。修理項目について卸価格の変化率を見ました。大きく二極化されておまして、変化の大きい群では 20%以上の大きな上昇となっております。次をお願いいたします。その 20%を超えるものがこちらの方に示したのになっております。固定台であったりとか、5 番の視線検出式入力装置というところになりました。価格上昇においてメーカー企業小売価格が基準価格を上回る製品が認められております。特に視線検出入力方式では 18 万円から 22 万円になどと、実際に現場でもかなり負担が

ありますので、修理価格の一部に関して基準価格の見直しが必要と考えられる結果になったかなと考えております。以上になります。

徳井：最後に新技術として三次元デジタル造形技術につきまして、中村オブザーバーお願いいたします。

中村：はい、技術革新というテーマでしたので今後普及すると思われる新しい技術についての調査を行っていました。そのひとつは、いわゆる 3D 技術と言われる 3 次元デジタルの造形技術です。これ自体は 3D プリンターとかが、家庭にも入ってこれるようになり、かなり技術的に高まってきているので、それがいわゆる義肢装具・座位保持装置の世界にも、今かなり入ってきています。その実態把握と、支給制度に組み込まれるためには、どういう問題があるのか、それを把握するために実態調査をおこないました。調査自体は 2 回おこないまして、まずは補装具製作事業者 391 社に対して、アンケート調査をし、191 社から回答をもらいました。まず、率直な質問として、3 次元デジタル技術、3D 技術と省略しますが、これは、今までの補装具の製作技術に比べて有用ですかとそのように問うと、9 割がたがそう思うと、肯定的な意見を持っています。その理由はなぜかと言うと、データによって扱われるということで、複製とか再製作が簡単になるということと、あとは石膏を使わない、今までの採型技術が革新的に変化するということが挙げられています。ただし、その場合の課題ですが、その製作のための設備ですね。これがかなり 1000 万円単位のお金がかかりますので、その初期投資と維持費がかかるということが指摘されています。実際にどれぐらいの会社が導入していますか？という、機器導入をしている割合としては 44%です。導入予定としているという事業所も入れると、半分ぐらいの会社がそれに向けて動いているということです。3D 技術といいましても、実はいくつかありまして、体の型を取るスキャニング技術とあと、修正をする CAD 技術と、製作加工をする CAM と 3D プリンターというものがあります。いわゆる、形を取る技術と、物を作る技術のふたつに分かれると思ってください。このうち、3D スキャン、3D-CAD については、いわゆる形をつくるすなわち型をとる技術です。これについては多くの会社が導入しています。CAM、あるいはプリンターになると製造技術としてはちょっと落ちてきます。具体的に何を作っていますかという、一番は足底装具。靴のインソールですね。次が体幹装具、もう 1 つが座位保持装置。この 3 つが、多くの企業で製作対象となっているということです。ということで 1 回目の調査の結果としては、3D 技術は有用性が広く認識されており、データ活用の点が有用である。課題は設備投資である。3D スキャナと、CAD-CAM システムは既に実用運用されていますが、プリンター自体はあまり運用されていません。主な製作対象は足装具、体幹装具、座位保持装置となっています。2 回目、今年の頭に調査したのは、1 回目の調査で回答してくれた事業者 144 社を対象に、2 回目はもうちょっと詳しい調査をしました。観点としては、3D 技術の教育技術の習得方法。あと導入によって労働環境がどう変化したか。コストの問題。技術の運用に関する義肢装具士の関わり。支給基準との関係。この 5 つの事について、調べました。まず、3D 技術の導入に当たっての教育、技術の習得方法です。いちばんはメーカー主導で、メーカーの人に教えてもらう。あとは、義肢装具士、あるいは技術者が独自に勉強している。実は技術の習得についてはまだまだ統一されていなくて、やりたい人がやっているということが明らか

になりました。また、3D 技術を導入した会社は、労働環境として、何が変わりましたかといひますと、いちばんは製作期間が短縮した。3D 技術を使うことで、採型の時間がだいたい3分の1から4分の1に短縮されます。その分、実は残業時間が減少したとか、そういうことが明らかになりました。興味深かったのは、労働者の意欲意識が向上した。やはり今までのルーチンな仕事をしている人々にとっては、このような新しい技術が導入されることによって、非常にやりがいを生んでくるということが指摘されました。これに対して、適合調整の頻度が減少した。これについては、「そう思う」という人は3割ぐらいいいけませんで、製作する技術と適合というのはまったく別の問題なのではないかと考えられます。コストにつきましては、製作対象1個当たりの製造単価がどう変わりましたかと聞きますと、半分以上の会社が、上昇したと答えています。これは、先ほど言いました設備投資がかさんできているので、それを含むと、上昇したと考えているんじゃないかと思ひます。ただし「減少した」と答える会社も少なからずありますので、これについてはもうちょっと詳しく調べる必要があると思ひます。最後の二つです。義肢装具士が、これらの3D技術の工程に資格が必要なんですかということをお聞きすると、3D スキャン、いわゆる採型の場面、あと、3D-CAD によるモデル修正の場面、ここについては過半数の会社が義肢装具士の資格が必要であろうと。これに對しまして、製作や造形、あるいは仕上げといった製作工程に関しては、義肢装具士でなくてもいいでしょうと。最後のいちばんのフィッティングですが、適合調整に関しては、義肢装具士がやっぱり必要であると。ということで、人と関わるような場面については、必ず義肢装具士が必要になるであろうということが、実際の、導入している方々の意見としてあがってきています。最後に、支給基準について、どう取り扱えばいいんですかということをお聞きすると、実際には、3D 技術というのは今までの製作技術とはちょっと違うので、それなりの項目、あるいは加算を設けた方がいいのではないかとということが指摘されています。以上、述べましたように、実際に導入されている企業の意見は、かなり現実的で、技術教育をどうしますかということと、実際に運用すると、従業員の労働時間が短くなって、今の働き方改革に合っている技術であろうということと、有効なことが挙げられます。ただし、製作対象としては、靴の足装具とか、耐火装具とか、比較的形状が大雑把なものが対象なので、より細かい精密なものに對してこの技術が適用できるかというのは、われわれ研究サイドとしては、まだもう少し吟味する必要があるかと思ひています。あと運用に当たっては、指摘されている声として、個人情報のお取り扱いです。医療機関と製作者の間でデータをちゃんと安全にやり取りできるのかということと、今までは、一つの会社ですべて、採型から生産まで成し遂げていたものが、セントラルファブリケーションとって、データは病院で取って、それをある集中的な工場に送って、製品をまた送り返してもらうという、新たな業務体制になるのではないかとこの声も指摘されていました。以上です。

徳井： 研究班の皆さまありがとうございました。資料2について事務局からは以上となります。

榎本： どうもありがとうございました。資料2は非常に膨大で、皆さまから意見を伺いたいのですが、一つ一つやると、時間がないものですから、まとめてやりたいと思ひます。それから、新技術の3Dに関しては、ワーキンググループでも出ておらず、今日初めて出た資料だと思ひますけど、皆さん、活発な議論をお願いいたします。ご意見等…ワーキングで出た意見を

また繰り返し述べていただいても構いませんが、いかがでしょうか。飛松構成員、お願いします。

飛松： 二つあります。一つは、これは今さらここで言うのもなんなのですが、いちばん最初の義肢のところで、なんていいますか、ユーザーの視点がちょっと欠けるのかなど。これが義肢装具士にとってどういう意味を持つのかというのはよくわかったんだけど、そうではなくて、知りたいのは、それを使用するユーザーがそれに対してどういう影響を受けるかという分析が必要なんじゃないかなと思いました。それからもう一つは、これは単純な質問です。視覚障害のところで、推定値という言葉があって、聞き逃したのかもしれませんが、推定値とは何でしょう。その二つです。以上です。

樫本： 中村オブザーバーどうですか、義肢についてです。

中村： ユーザー側の調査はもちろんすべきだと思いますが、なかなか、ユーザー自体に調査をすること自体が、業者単位の調査になるので、なかなか難しいかなと思っています。ただし、意見としては、やはり価格が安い、手間がかけられないということから、十分なフィッティングが得られないまま納品してしまって、それがユーザーの不利益になっていることが挙げられると思います。実は切断者がどこにいるかというのが、見つけるのがすごく難しく、いま別のフォローアップの研究課題でもやっていますが、ユーザー自身が自分の義足が合っているのか合っていないのか。自分の義足しか知らないがために、その判断をすることさえもできない。痛いかわくなくらいしかわからない。だから、その出来栄えなり、支給された義足のクオリティについて、ユーザー自身が判断することがなかなかできていないのではないかなと思っています。

樫本： まず、今のことについて、飛松構成員、よろしいですか。

飛松： ユーザーに調査をせよと言っているわけではなく、この結果を考察するに当たって、ユーザーの視点から見るとどうなんだろうなという視点が欲しかったな、と思いました。

中村： わかりました。もし私がユーザーだったら、丁寧に話を聞き、手間をかけて作ってほしいという、余裕を持った仕事ができる環境にしてほしいと推測します。

樫本： そうですね、基準価格を上げるとか、そういうことももちろん大事ですが、ユーザーにとってより良いものができるかとか、そういうところも加味しながら、検討していったらいいと思います。今度は視覚については、山田オブザーバーお願いいたします。

山田： はい、すみません、ちょっとわかりにくい書き方をしてしまいまして申し訳ありませんでした。実はこの調査については、石突の種類を分けて調査していたものですから、その中でも最もシンプルな固定型という石突をつけた形で計算をして、そして推定値として、調査結果の加重平均を採用したのものという形になっています。以上となりますが、いかがでしょうか。

樫本： よろしいですか。

飛松： 要するに、平均値ということなのかな。それとも何か数値をかけて、こういうふうに推計しましたということですか。

山田： いえ、それぞれ例えばパーツがあるんですが、パーツを分けて聞いておまして、例えば固定型、あとは本体の部分というところを足し算すると、この価格になって、全体の平均がこちらということになるかと思います。

飛松： わかりました。推定値ではないような気がします。

山田： すみません、失礼しました。

樫本： はい、ありがとうございました。他にはいかがですか。はい、浅見構成員、お願いいたします。

浅見： 浅見です。先ほど、飛松構成員のほうからもユーザーの視点でというお話がありましたけれども、やはりより良いものをすべての補装具について、ユーザーに届ける必要があると思います。その中で、12ページの義肢の基本工作法のところの見直し案がございましたけれども、ここはやはりきちんと適合させる過程を今回、しっかり調整をする必要があるのかなと思います。今、義肢装具学会のほうでも、義手に関しては、製作のマニュアルを作っているところですが、実際に義手を作る、その最初の断端の観察というのがありますけれども、しっかり診察をして、その後きちんとした義手をまず義肢装具士の方が作り、それを義肢装具士、作業療法士の方が、きちんと適合させ、その操作も、きちんとできるかどうかを確認し、そして医師も含めて最終的な適合検査で、うまくいったものが初めて使える義肢・義手です。そういうことをやっているわけですが、それは、すべてに通じることですので、この辺りの工作法のきちんとした調整をしていく必要があるかなと一つ感じているところです。それと、あと二つありますけれども。先ほど、印象材ですね。足底装具の印象材を使った時間とかコストのお話が出ておりました。これまでも装具を製作するにあたって、採型料と、採寸料というものがあつたと思います。ですので、採型料、採寸料、そしてまた、印象材を使ったもの、先ほど新しい技術として3Dの採型の話もございましたけれども、どの手段を用いたかによって、採型の金額を変えるというのも一つの案ではないかと思っております。もう一つ、眼科の眼鏡のところにも、職業上、あるいは教育上と、大人の子どもに対する対応のことが文章の中にも書かれていますけれども、この際、発言をさせていただきますと、作業用義手というのがございますけれども、今、義肢の中に電動義手もあれば、能動義手で、能動義手も非常に利潤が少ないというお話が出ましたけれども、別の種類として、作業用義手というものがあるわけですが、作業用義手は大人の面で言えば、本当に仕事に使う義手ということになりますけれども、子どもにとっての仕事というのは勉強であったり、運動であったりするわけですね。ですので、そこも子どもたちの作業用義手といえますか、その範囲をきちっと今回あわせて、ご検討いただければと、今まで出ていないお話で恐縮ですが、発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

樫本： ありがとうございました。事務局からお答えになりますか。

徳井： えーっとですね、今、浅見先生からご質問がありましたのは、義肢では基本工作法の見直しというところで、こちらの方は今、研究班の方でいろいろ検討をどのようなものがあるかということを検討してくださっています。また足底装具のインプレッションフォーム、印象材のことに关しましても、今3名でしか価格調査のほうができておりませんので、それにつきましてはもう少し詳細に調査のほうをしてくださいと、事務局からはお願いをしております。また対象者につきましては、これまで総合支援法の中でも、学業、教育上あるいは職業上配慮がいる方につきましては補装具を支給させていただいておりますので、そのあたり児童につきましては、勉強あるいは運動のために、作業用義手というのが現状でも支給はされていると思いますが、浅見構成員のおっしゃったように、マニュアル等が必要なのであれば、それは今後検討していくべきではないかと考えております。

浅見： はい、ありがとうございます。あまり明確になっていなかったようですので、マニュアル等をご検討いただければと思います。ありがとうございます。

榎本： 浅見先生がおっしゃりたいのは、基準の中に文言をちゃんと入れて、現場の人間がわかりやすくしてほしいと、そういうことも言われたのではないかと思います。技術に対して技術料をつけるという方向性に異論はないと思うんですね。ただ、どの程度の技術にちゃんとつけるか。技術がないのにやったから付けるという、その線引きが非常に、まず難しいと思いますね。私はさっきの3Dを聞いて思ったのは、事業者さんにはメリットになっているという意見がたくさんありましたけれど、やっぱりユーザーの方がそれでどういう利点があったとか。早く作ってもらったとか。2回目だったら前との比較ができて、適合の変化がちゃんと確認できたとかですね。ユーザーさんにとって3Dがどの程度メリットがあるのかなというところが、まだこれからの研究なのでしょうけれども、そういう印象を持ちました。そうすると逆に3Dをやったら、少し基本価格を安くできるのではないとかね。時間が短く簡単にできたということであれば、そのような印象もちょっと受けましたけれども、どうですか、他に皆さんは。高岡構成員お願いします。

高岡： 二つございます。一つは装具の件で、これは質問になってしまうのですが、インプレッションを用いた足底装具に関してはよくわかりました。もうちょっと調査をするということで。今回は価格という話題は他のものではいろいろ出ていたんですが、その他のプラスチックの装具や金属支柱、靴型といったところの価格はあまり問題ないというか、今まで通りで大丈夫なのかなというのが一つです。もう一つは、車椅子に関して、価格体系を見直していくのは私は賛成です。座位保持装置の体系と似てくると思うので、それとのすみ分けというのか、また再構成というのか、そのあたりが必要になってくるかなと、これは思いますという意見です。以上です。

榎本： はい、ありがとうございました。足底装具については、事務局から何かありますか。

徳井： 今、高岡先生からはインプレッションフォーム以外の価格についてはどうなのかというところで、そのあたりは研究班の方にお返しをしたいと思うんですが、中村オブザーバーから何かありますか。

中村： すみませんが、もう1回お願いします。

徳井： 今、丸山オブザーバーから今日発表があったのは、インプレッションフォームを用いた足底装具のみだったんですけども、高岡構成員からはそれ以外の装具についての価格はそのままでもよろしいですかというご質問がありました、それについてご回答があればお願いをしたいのですが。

中村： えっとですね、実は装具の方が、製作手法がもっと多様化している気がするんですね。昨年度シューホーンの製作時間を計ったりしているんですが、それ自体の作り方は結構統一されているんですが、実は両側の金属支柱付きに発展させようとしたら、事業者さんによって作り方が結構バラバラなんです。そこら辺があるので、どういう作り方をしているのかは、ある程度調べないと、なかなか基準は難しいかと思います。なぜそう変わってしまうかというと、それは企業努力の一つであって、いかに効率の良い作り方をすることによって利益を確保するか、それは必然的な流れなので、ある程度標準的な作り方を決めて、そこで価格を決定するしかないかと思っています。それが今、短下肢装具の話をしてしまいましたが、体幹装具もしかり、他の装具もしかりかと思っています。あとは靴型装具も作り方はたくさんあるんです。

樫本： よろしいですか。今、足底装具だけが群を抜いて利益率が高かったのも、たぶん代表として出してると思うのですが、その他の装具についても、これから。今年度は間に合わないとしても、これから調査していくことが必要かなとは思いますが。

高岡： ありがとうございます。

樫本： Web参加の石川構成員から手が挙がっています。よろしく願いいたします。

石川： すみません。Webから石川でございます。補聴器の件でコメントになるんでしょうか、質問というよりはコメントになると思うんですが、研究班で調べてくださったのが、主にメーカーから補聴器の価格の変動というのを調べてもらって、市販型の補聴器だと、先ほどのご説明だと、5~10%ぐらいの価格の上昇があったというのがあったと思うんですね。ただここで先ほど来、他の部門の構成員の先生方の議論にもあった通り、ユーザーとかそういった目から見ると、補聴器という機械はただ売って、それを患者さんにつければ聞こえるかという、残念ながらそういう機器ではなくて、義足に近い部分があるのかもしれないんですが、きちんと患者さんに対して適合するという作業が必要になってきます。それをやるためには、販売店側の立場からすると、いわゆる貸し出し機を用意して、そして長い方ですと2ヶ月とか、それぐらいの間にわたって、2~3ヶ月にわたって適合するという作業が必要になってくるんですね。今、デジタル補聴器のフィッティングをおこなうと2000円の加算があるんですが、その妥当性がどうなのかとか、あるいはそういった補聴器の価格というもので、今、数千円のもので、極端な言い方をすると、フィッティングをしないでただ売る方が、要は得になってしまうわけですね。きちんと合わせてしっかりとした時間をかけてやるということをやると、当然そこに人件費や時間が生じてきて、その分が結局補聴器の価格に入ってしまうんですが、その辺の整理も必要になるのかなと感じています。なかなか

かそこを調べるのは難しいかもしれませんが、その辺のところの視点を持って、研究班ももし、何か作戦があるといいのかなというところは感じたところです。すみません長くなりましたが、以上でございます。

榎本： ありがとうございます。補聴器に関しても、ただ販売するだけではなくて、義足と同じように、調整料といいますか、適合させるための技術料がやっぱり必要なんじゃないかと。そういうご意見だったと思いますが。特に2000円というのは、私の解釈だと、1回しか算定できなかったと思います。1回で調整が済むということは実はあんまりなくてですね。何回も事業者さんに通って、調整してもらうんですね。ほとんど、補装具としてはなくて自費で買っている方なんかは、その調整料はすべてサービスでやってもらえるんですね。ところが、いわゆる支援法での補聴器は、どの程度ちゃんと調整してもらっているか、その辺のところは心配ですね。今後の参考意見として、認識いただければと思います。よろしいでしょうか。あとですね、時間も過ぎていきますので、よろしいですか。資料の2については。また最後に、この資料に関しては、意見を何か思いついたら、言っていただいて結構ですので、先に進みます。次の議題について事務局から説明をお願いいたします。

徳井： はい。次は、資料3「令和5年度補装具費支給制度に関する団体ヒアリング結果について」をご覧ください。今年度は7月26日から、8月25日にかけて、メーカー、当事者団体、学術団体、職能団体、行政といった各分野の計29団体に対し、「現状の問題及び提案する解決策」をヒアリングしました。結果、23団体から、86件のご意見を頂戴しました。これらのご意見を事務局のほうで分類いたしました。3枚目のスライドになります。いただいたご意見の中には、補装具費支給制度外についてのものや、昨年度すでに検討会で議論し、回答を送付済みのもの、それから現状の運用で対応可能なものが17件ございました。これら17件を除外した69件について、議論をお願いしたいと思います。議論対象となる69件のご意見のうち、29件は物価高騰に関するものであり、残りの40件については物価高騰以外に関するものとなりました。なお、すべてのヒアリング結果につきましては参考資料3としてお配りしています。次のスライドに移りまして、まずは物価高騰に関するご意見となります。主なご意見を原文のまま掲載させていただきました。サプライヤーからは、輸送コスト、半導体をはじめとする原材料、エネルギー価格、人件費の高騰に加え、来年4月からの、トラックドライバー時間外労働規制強化の影響についてのご意見を頂戴しています。また更生相談所からはヤマハの簡易型電動車椅子の値上げについて、複数のご意見を頂戴しています。また、物価高騰による廃業や視線入力装置の値上げについてもご意見を頂戴しています。物価高騰に関する意見について、種目ごとの内訳は、車椅子・電動車椅子・座位保持装置が13件、そのうち、電動車椅子簡易型に関するもの8件ございました。重度障害者用意思伝達装置は6件、義肢装具3件、補聴器3件、視覚障害者安全つえ2件、座位保持椅子・起立保持具といった児童に関するもの2件となっております。物価高騰に関する具体的な改定の方向性については、次回以降の検討会でご議論いただきたいと思います。物価高騰につきましては以上になります。

榎本： はい、ありがとうございました。皆さまからご意見ございますでしょうか。物価高騰に関しては、それに合わせて、タイムリーな基準の価格の変更というのは、望まれるところなのですが、なかなかこれが、今までの補装具の歴史だと、1回決めたら数年そのまま据え置きなんです。物価の変動に合わせて年度ごとに変えていくというのは、少しずつ、いろんな材料費を合わせて、基準の価格を何十円とか変えてきたりしているところもあるのですが、大きな変更はなかなか今までできなかったんです。よろしいですか。他に何かご意見ありますか。井村構成員、お願いいたします。

井村： はい、井村でございます。意思伝達装置の関係になるのですが、今のご報告にもありましたように、視線検出式入力装置トビー社のPCEye5が、値上がりしましたところ、かなりきつというご意見も私もいろいろ聞いております。先ほどの報告にもありましたように、入力装置固定具、本体固定材など鉄鋼材料を使うものが、価格上昇が著しいことは、昨年、私も調査して分かっております。そういったところでぜひとも基準額を現状に見合う額に上げていくことが理想だと思うのですが、他の補装具や装具の部品の組み合わせをたくさんあるもので調整できるものと違って、ひとつの製品が値上げするといってしまうたら、それに伴って価格が変動してしまうということが果たして妥当かどうか、少し悩ましいところだと思いますが、その辺は視線入力装置のように、一社一製品しかない場合、販売価格の値段をあげると言ってしまうたら上げてしまうとなってしまうと、逆に逆手にとって値段がどんどん上がっていってしまう。他の種目や他の分野ではいろいろな業者さんなり、販売コストの見直しで価格の高騰を防ぐ努力をされているところも多いと思うのですが、この制度で使うものが中心になってくると、こういったことをせずに安易に値上げをするというふうになってしまうことが、危惧されないわけではないのですが、その辺はどう考えたらよろしいものでしょうか。ちょっとご意見をお伺いしたいと思います。

榎本： はい、ありがとうございました。基準の価格でまったく購入できる製品がないというのは、これは困りますよね。購入できるものがあれば、同等安価で安いものを選ぶ方法もあるのですが、今、意思伝達装置の固定台とか、いろいろあがってきて、視線入力のスイッチも基準の価格で買えるものがないわけですね。そういうところが、やはり改善していかなければならないと思います。事務局、何か意見はありますか。

徳井： はい、ありがとうございます。先ほど井村構成員からありました、一つの製品でしか価格を取れないものは厳しいとありましたが、視線入力装置に関しましては実は世界統一価格というか、輸入しているものになるんですが、視線入力装置自体の世界統一価格としては、実は価格は上がっておらず、日本での価格上昇は、すべて為替の影響のみとお聞きしています。したがって、先ほど井村構成員からございました、どんどん値上げをしてしまうということについては、今回の視線入力装置についてはメーカーから世界的な販売価格の証明書というのが、本省にも提出されておりますので、そういったもので確認をするという方法はあるのではないかと考えております。ただし、それは今回、視線入力装置の一例についてのものでありますので、今後どういう方法がとれるのかは、われわれのほうでも考えていきたいと思っています。

榎本： はい、ありがとうございます。視線入力装置については、今のお話で理解できましたけど、どの種目も、全体が基準の価格がもう、古い価格から据え置きになって、差額自己負担を請求されているという自治体もあるというのはびっくりしますよね。でも、基準の価格で出せないから、その分をどうしたらいいかというところ。これが本当にどの種目も、解決していかなければいけない。宮城県でどうやっているかというところ。これが本当にどの種目も、解決していかないと。宮城県でどうやっているかというところ。基準の価格で出せないものは、やっぱり特例ということで、結局認めてしまっているんですね。特例の固定台だとか。スイッチもそうですし、その他の補装具もそうなんです。クッション関係なんかも、特例の付属品と、そういうような形で、認めてしまっているんです。利用者から負担させるとするのは、これはやっぱりあってはならないことだと思っています。そういう支給のやり方みたいなところを、1個1個の製品の価格を検討するのもいいんですが、支給の、なんて言いますか、方法みたいなもの、厚労省からの特例で認めてもいいとか、単に比較する製品がない場合は…みたいなことを、Q&Aでも出していただけると、解決するところはたくさんあると思うんですね。その辺もちょっとご検討をお願いいたします。

徳井： はい、今回検討会を踏まえまして、指針あるいは取り扱い要領についても、見直さなければいけない点が多々ございますので、そういったところの洗い出しも含めて、今後検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

榎本： よろしいですか。じゃあ、価格高騰については、また、先に進ませていただきます。それ以外の説明をお願いいたします。

徳井： 物価高騰以外に関係するご意見に関して説明させていただきます。8ページ目以降をご覧ください。種目共通のご意見として、出張経費に関するものを頂戴しています。近隣に補装具事業者がおらず、現在の告示では出張料が設定されていないために、補装具の支給について対応に苦慮しているという更生相談所からのご意見でした。また次のページに移りまして、車椅子・電動車椅子と重度障害者用意思伝達装置についての基本価格新規掲載のご要望となります。こちらは学術団体からのご意見となりますが、車椅子・電動車椅子につきましては厚労科研研究班からも提案があったことから、本年度のワーキンググループでも議論した内容となります。次に移りまして、②-1、義足のMASソケット等の新たな技術についての加算項目設定の要望となります。②-2につきましては、文書料についての加算要望となります。こちらの要望では東京都となっておりますが、東京都に限らず、各更生相談所が独自に補装具事業者書類の作成と提出を指示している事例があるとのこと。補装具事業者としては、これら書類の作成は業務を圧迫しているので、文書の作成を指示するのであれば、相当の文書料を負担してほしいというようなものになります。②-3に移りまして、いわゆる「義肢装具難民」について、になります。例えば義足につきましては、切断後、まずは医療において訓練用仮義足が支給され、リハビリテーションとして歩行訓練が行われているものの、入院期間中に義足歩行が獲得できない症例等もあり、補装具費支給制度に円滑に移行していないという医療から福祉への移行の問題について、ご意見を頂戴しました。こちらについては、第3回ワーキンググループでも議論した内容となります。②-4に移りまして、こちらは、告示の文章を分かりやすくしてほしいというご意見でした。次に②-5ですが、既

製品装具の算定基準の新規掲載のご要望となります。こちらは、第1回ワーキンググループで議論したものとなります。次は座位保持装置に移りまして、③-1、座位保持装置の算定基準が不明確で価格の根拠についても説明できないというご意見になります。③-2に移りまして、カットアウトテーブルについてでございます。オーダーメイドとレディメイドである完成用部品の価格が逆転しているのご意見になります。次は補聴器についてのご意見になります。④-1、Bluetooth やテレコイル機能についての支給及び加算についてとなります。④-2に移りまして、こちらは補聴援助システムの高度難聴者への支給についての要望になります。こちらは障害者差別解消法の合理的配慮におきまして、文部科学省でも、教材として配慮する項目の例に補聴援助システムを挙げておりますので、それらとの関連も含めてご議論いただければと思っております。次に④-4、補聴器修理中の代替機貸出等についての対価について、先ほど石川構成員からお話がありましたが、それと同じご要望となります。④-5は、補聴器の分類の見直しについてのご要望となります。次ですが、⑤-1に移りまして、車椅子クッションの告示基準が明確でないのご意見を頂戴しています。⑤-2につきましても、リクライニング式とティルト式の適応について、頸髄損傷や関節リウマチと傷病名が限定されていることについてのご意見となります。⑤-3は、6輪の電動車椅子についてです。昨年も同様の件について議論しましたが、今年度は昨年度と異なる団体からご意見を頂戴しましたので、再掲させていただきました。昨年度の議論では、JIS 法上、JIS の製品規格を尊重することになっているため、安全規格しか定められていない6輪電動車椅子については、製品規格に定められてから告示掲載にすることになっております。⑤-4に移ります。電動車椅子のリチウムイオンバッテリーについてになります。簡易型電動車椅子に限らず、すべての電動車椅子に対してリチウムイオンバッテリーを支給できるようにしてほしいのご意見になります。次に重度障害者用意思伝達装置に移りまして、⑥-1は、借受け対象にすることに対するご意見です。⑥-2に移ります。意思伝達装置の各方式の対象者も含めた定義や指針を定めるべきというご意見となります。次は⑦その他に移りますが、その他です。⑦-1、遮光眼鏡の借受けに対するご意見となっております。ただし、こちらは、補装具事業者が利用者にお渡しするのではなく、眼科医にレンズ一式を常備するということで、議論が必要と考えておりますが、いかがでしょうか。⑦-2に移りまして、起立保持具の基本構造についてですが、形状や材質の規定を変えるべきではないかというご意見です。次は、研究成果等のエビデンスを整理してから検討するものになります。こちら3D技術等のデジタル技術の新規掲載、及び車椅子と座位保持装置の定義の明確化というご意見を頂戴しましたが、現在、厚労科研研究班で研究等を実施中のものとなります。以上、大変駆け足で申し訳ありませんが、団体ヒアリングについて説明させていただきました。以上になります。

榎本： この資料3は、すごく膨大な量があって、今の説明も、皆さんついていくのが大変なくらいだったんじゃないかと思いますが、特に最初の1のほう、この検討会で議論が必要なものと分類されたもの。これは一つ一つ議論するわけにはいかないと思うのですが。昨年度もヒアリングを行った団体にきちんと回答していましたよね。ですからその回答案なんかを会議にこれでよろしいかと出していただけるなら、われわれも意見が言えるのですが、これに

対してどうのこうのというのは、なかなか思いつかないと思うんですよ。でも、皆さんから特にここはこうじゃないかという意見がありましたら、気づいたところがあれば、この場で発言をお願いしたいと思います。清水構成員お願いします。

清水： 清水ですけれども、35 ページ目のスライドの⑦-1 に遮光眼鏡の貸し出し、借受けということが触れられております。これは、前の座長である伊藤座長がいらっしゃったときにもご提案させていただいたことがございますが、遮光眼鏡のトライアルレンズがなかなか眼科の現場にないんですね。ないので患者さんたちはダイレクトに眼鏡屋さんに行って、眼科医、視能訓練士の手を介さずに、その場で適合判定というか、そのまま処方されてしまって、逆にそこで物が決められて、患者さんが眼科に来て処方箋を作ってくださいという、変なちぐはぐな状況になっているんです。このトライアルレンズは高いので、いずこの眼科でも買っただきづらく、もし眼科に使えるトライアルレンズがあればそれを患者さんに眼科から貸し出して、ご自宅や日常生活の場で使えるかどうかを確認していただいて、それを私たち眼科医や視能訓練士が確認して、処方箋・意見書という流れができるので、この制度があると非常に現場としては助かるかと思えます。以上です。

樫本： ありがとうございます。これについてはコメントがありますか。遮光眼鏡の。石川構成員、今のことに関しての挙手ですか。

石川： 違います。別件なので、終わってからで結構です。

樫本： ただ、借受けというと、これはあれですよ、メーカーが、お店にはトライアルレンズが揃っているお店もあるわけですよ。ただ眼科のクリニックとか医院にはないわけですよ。

清水： そのとおりです。そして更生相談所には患者さんも行きませんし、眼科医も関与しませんので、そうすると、眼鏡屋さんベースで処方されるのはいかななものかとずっと思っているんですけれど。

樫本： そうですね。ただ、借受けを実現させるとなると、トライアルレンズを作っているメーカーが、眼科のクリニックに持ってきてそこから貸し出すと、そんなスタイルでしょうか。

清水： それでその業者さんといってもそんなに数があるわけじゃないんですが、その業者さんにも意見を伺ったことがあるんですが、細かくは聞いていないんですが、業者さんが眼科に貸し出すことが現状は今、理由があって難しいみたいで、そこを有料とかにしちゃえばまた別なんでしょうけれども、そういう状況かと思えます。

樫本： そうですね。ご意見としていただいております、ここで何か解決ということではちょっとできないのでよろしいですか。

清水： はい。

樫本： 浅見構成員、お願いします。

浅見： 今のお話と眼科のことではないんですけれども、似たようなことが例えば車椅子とかも業者さんのほうに先に患者さんが行かれて、そこで決めてしまって、こちらに相談があるという

ような、やはり似たようなことがございまして。こちらでは必ず処方箋ありきなので、処方箋を医師が書いて、その後に、実際に車いすを製作される方と打ち合わせをしないと私は処方箋は書きませんと申し上げるんですけども、そういう手順をしっかり踏むようにしないといけないみたいな、何か制度があれば、先生もそんなふうに業者さんが先に決められてということとはなくなるのではないかと思うんですが、他の補装具でもあるということを発言させていただきました。

榎本： はい、ありがとうございます。自治体によってやり方があると思うんですよ。たぶん横浜とか宮城もそうですが、更生相談所が判定をして、そして決めて、業者さんが先に決めるということはまずないんですね。ですから、制度ではそうなっているわけですよ。判定をして、処方を決めると。医学的判定をして、処方判定もしているわけです。ですが、そのとおり全国がやるかという、なかなかいろんな事情で難しいとは思いますが、業者さんが決めてしまうことがないように、どの種目もそうですけど、義足もそうですね。完成用部品を業者さんが決めるというよりは、それを決められる更生相談所があるかという、これは数が少ないと思いますね。これは今後の課題です。では、さっき手を挙げていただいた石川構成員いかがですか。

石川： はい、ありがとうございます。私の場合はまた補聴器関連でのコメントになります。複数の要望があがっていたと思うんですが、その中でやはり最も優先順位の高いものは何だろうということ考えたときに、先ほど徳井専門官もおっしゃっていましたが、補聴援助システムのお話にたぶんなるのではないかと思います。現状ですと重度難聴者の耳かけを使っている方のみが、その基準内という考え方になっているのですが、当然ながらこの補聴援助システムというのは、例えば学校の授業で先生の声を、きちんと喋っている声を直接補聴器に届ける。あるいは就労されている方ですと、会議とか、そういった場面でしっかりと音を補聴器に届けるという機種ですので、この機能の有効性から考えると、高度・重度を分ける理由が、本来はないんですね。ですので、これをきちんと障害者に対する平等性ということ考えたときには、きちんと使ってもらえるような形にやはり制度を考えていくということは必要なんだと思います。もしエビデンスが必要ということになるのであれば、研究班の方々のお手伝いも必要になってくるかもしれないのですが、これは比較的早急に考えなければいけない課題ではないかと思うところです。以上になります。

榎本： はい、ありがとうございました。今のご意見に対して、蒲生オブザーバーから何かありますか。

蒲生： テクノエイド協会の蒲生です。石川先生がおっしゃる通りで、難聴の程度によって、補聴援助システムを適用する・適用しないを分けるというのはちょっと違うんじゃないかと思いますし、優劣をつけるのであれば、高度難聴の方が、特に補聴援助システムの有効性は高いと、たぶん研究も出ていると思いますので、もちろん重度の方も必要になってくるものではありますので、石川先生のご意見は非常に賛成でございます。

榎本： はい、ありがとうございました。今の現行の基準では重度難聴にしか適用できないようになっていますが、むしろ、高度の方に使っていただいたほうが有効利用されていると、そういうことですね。これはぜひとも今年度、来年度の告示に、その辺を導入できればと私も思っています。事務局よろしく願います。

徳井： 他の制度ともいろいろと検討しながら、今すぐここでということは言えないのですが、やはり、重度か、高度かというお話で言えば、今のようなお話にはなるんですが、どの場所を使うかという議論になると、学校、会社という特定の場所ということになるのであれば、その特定の場所で使えるようにするというのも方法の一つだと思っております、すべてを個別給付にする必要があるのかといった議論も必要になるかと思っております。こちらの問題はただし、ご要望が多いということは承知しておりますので、こちらのほうは優先的にというか、必ず議論の俎上には上げたいと思っております。以上になります。

榎本： 合理的配慮で、他の手段も、利用できるものは利用していただきたいと思えます。そういうこともあると思うのですね。他にはいかがですか。河合構成員願います。

河合： 河合です。ロジャー、補聴システムの話が出たので、現場で困っている2点も加えて検討していただきたいんですが。まず、就労関係で、もともと雇用促進のほうの助成金が厚労省から支援が出ていたんですが、最近、転職、それから部署替えしてから6ヶ月以内みたいな制限を、どうもつけられているみたいで、6ヶ月を過ぎた人が申請できない事例がいくつかあがっていますので、なぜつけられないのか理由がわからないので、そのあたりの調整をまずお願いしたいというのが1点です。2点目は、非常に事務的な話で申し訳ないのですが、補聴システムの種目別名称コードがないので。これは、判定するときにコードがつけられない。ですから、重度のほうの補聴器の番号をつけて、市町村さんに出しているのですが、このコードだと支出できないと返ってくるのが結構あるので、コードの番号だけは早く振っていただくと助かります。以上です。

榎本： はい、ありがとうございます。最後の話の、補聴援助システム単独では、補装具の種目にならないものですから、コード番号がないわけです。ですからその方が使っている補聴器、重度の方だと思っておりますが、その補聴器の重度のコード番号で出すことになるのだと思えますね。それだと出せないと言っている市町村の方の意見がよくわからないのですが。出せないという理由はないんじゃないですかね。

河合： 河合ですけれども、人工内耳の手術をされた方が、プラスで補聴システムを使うという例がありまして、その場合、補聴器は、取り消しになるので、その番号を使うというのはおかしいんじゃないかというご相談です。

榎本： なるほど、補聴器でなくて人工内耳の方に補聴援助システムは特例補装具で出すことになっていますので、コード番号は確かにつけられないですね。もともとの補装具の種目の番号がないわけですから。それはちょっと、また事務局、ご検討ください。

徳井： はい、承知いたしました。

檉本： あと、6ヶ月の話は、これはここでわからないので、よろしいですね。もしわかれば、調査して教えていただければ。

徳井： 今、即答はまったくできませんので、こちらについては少しお時間をいただきたいと思います。

檉本： ありがとうございます。他にはいかがですか。よろしいですか。時間がちょっと迫っていますので、次の議題に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

徳井： 次は、告示の用語を見直すための作業チームの設置についてのご提案になります。資料4をご覧ください。告示には現在、教科書でも使用されていない古い用語や原材料が収載されています。こちらの例にもありますが、「大腿もも締め」や「筋金」、「スピッツィ」といった装具になります。これらを、学術団体の用語集や教科書の用語に見直していただくための作業チームを設置したいと考えておりますが、いかがでしょうか。なお、学術あるいは教科書の用語ということで、作業チームのメンバーは国立障害者リハビリテーションセンター学院教官の義肢装具士の皆さまとさせていただきたく、国立障害者リハビリテーションセンターの芳賀総長にもご内諾を得ております。作業チームの設置について、ご了承いただきたく、よろしく申し上げます。以上になります。

檉本： はい、ありがとうございます。これに関しては異論はまったくないと私は思っているのですが、よろしいですか。はい、では反対意見はなかったということで、承認されたと思います。

徳井： ありがとうございます。では作業チームで進めていきたいと思っています。

檉本： これで、用意された議題は終了したわけなのですが、あと10分ちょっとありますので、全体を通して、ここでぜひ言っておきたいことがあれば、構成員以外にも、オブザーバーの方からでも、もう一言、言いたいことがあればご発言をお願いしたいと思います。飛松構成員をお願いします。

飛松： では、最後に。実はワーキンググループのときにも言ったのですが、とりわけ、補聴器の値段があまりにも安すぎるということと、それから、多くのユーザーがなんていったらいいかわれちゃったけど……。自分で加算しないと自分で適合した補聴器が得られないという、そういう状況がおかしいですね。そのときに特例補装具という考え方があるからそちらを使えばいいんじゃないかという話があって。そのとおりなんだけれども、現場がそれを分かっていないという事実があるので、その辺をちゃんと啓発普及してもらいたいということがひとつ。それからやっぱり現実的な値段とやっぱり乖離があると、そして、それが何年も改定されないで、そういう事態が生じているということが、今回の物価高騰ということだけではなく、技術の進歩としてそういうことが起こっているということがあるということが、ワーキンググループで明らかになっているので、同じことを今ここでもう1回言っているのですが、そういうことを考えて、価格の問題を、現実合うようにしてもらいたいと思います。それからもうひとつは、これは、水を差すようなことなんだけど、メーカーが常に素晴

らしく、品行方正でというわけではない。中にはやはり、なんていいましょうか、それほど手間暇かけずに、しかし、製作料を取るといふようなこともあり得るので、どのくらいが製作技術料として適正なのかというのは、問題なので、私にもよくわかりません。ただ、チェック機構がないとまずいのかな。それから中にご意見がひとつあったのですが、資格のある者が作った場合に、それに見合った加算をするみたいな形での、外から見て「確かにこの技術料だよ」と分かるような、そういうみんなが納得するような価格の決め方というものをしてもらえたら、国民としても納得できるのではないかという気がいたしました。以上です。

樫本：ありがとうございます。まとめていただいたようなご意見で…。補聴器はそうですね。バリュータイプでさえ、基準額で出せないのですね。市販補聴器がね。これはおかしな話で、差額自己負担は3分の1ぐらいだったという発表でしたが、じゃあ3分の2の方は、いわゆる支援法で出せる安い補聴器で我慢しているのかなとちょっと心配になるのですが、どうなんだろう。これはやはり、市販補聴器のバリュータイプぐらいは出せるぐらいの基準額にしたいと思うのですが。ただ、補聴器というのは、装具の次に件数多くて、それを認めてしまうと、全員がバリュータイプ、あるいはそれ以上となってしまうと、予算的にもかなり大変だというのは、私も思っているのですけども。じゃあ、飛松先生がおっしゃったように特例補装具で出せばいいかという、特例補装具の定義が、ちょっと狭すぎるんですよ。補聴器に関しては、出力レベルか何かで、重度とか高度とかと分かれています、その構造にないものというのが特例補装具だと、特例補装具にならないんですよ、実を言うと。ただ値段が合わないだけ。じゃあ、基準の価格で支給できないものも、特例補装具として捉えていいというふうに、特例補装具の定義をちょっと広義に大きくしていただけると、ハードルが下がるといいますか、現場も市町村も含めて、特例という、本当に特別な人にしか出せないんじゃないかという、ちょっと一歩構えてしまうんですね。特例補装具はそうではなくて、真に必要な人に出せる一種なんだと取っていただいて、それで必要のない人にはもちろん出さないわけですが、必要な方には出せるような、そういうニュアンスに変えていただければ、全種目に共通して、支給しやすくなるのではないかと、そう思っているんですね。そういうところも、特例補装具の定義の見直しなんかも、もしよろしければご検討いただければと思います。他にいかがですか。中村オブザーバー、お願いします。

中村：新しい技術の普及に関して二つ言いたいんですが。一つは先ほど、調査していると、どうしても事業者さんの意見が吸いあげやすいので、その意見ばかりなんです、やはりユーザーさんの視点が、さっきもご指摘があったように、それは大事かなと思っています。あと残るは、処方する側の視点が必要かなと思っています。義肢装具に関しては処方が出て、物を作って、それを使ってという、3つのステージがあって、その3つの役者さんがそれぞれOKであると、一気に進むと思うんですね、技術の普及というのは。なので、今おそらく、処方する側、この場はお医者さんの先生ばかりなのですが、医師の側がこの技術をどう思っているのかということ。それが、もっと使おうと思っているなら、もっと普及は進むはずなので、やはり医者側で新しい技術に対する議論がもっと盛り上がってくれることを期待したいと思っています。それは一つ、お願いですね。あともう一つは、新しい技術が普及するた

めには、一般の製品だと、やっぱり市場原理が働くので、良いものは生き残るし、ダメなものはすぐ廃れるんですよ。ところがこういう公的制度、特に補装具、義肢装具なんていうのは、主なマーケットはこの制度なので、この制度がこの技術を使いたいのか、使いたくないのか。その意思決定がかなり重要なのではないかと考えています。技術を普及させるためには、新しい技術はかなりリスクがあるので、ある程度安全係数を掛けたものでないと、普及しないのではないかと考えています。やはりわれわれが新しいことやるについても、失敗はつきものなので、その失敗を許してくれるような制度を、最初は上乘せ部分があって、それを吸収できるようなものになると、ある程度技術が普及し、誰でもできるようになると、また価格が低くできると。そういう段階的な作戦で、新しい技術を普及させるような仕組みを作っていただけないかなと考えています。以上になります。

榎本： 3Dの技術も、やっぱりやらないと進化していかないと思うのですよね。特殊なものだということではなくて、どの業者さんも、研修を受けて、今やっているようですけど、たぶんこれから先、本当に当たり前のようになっていくのではないかと想像しますけどもね。そういうことで、今後の発展、それがユーザーの方にとって、メリットがある方法であれば、いちばん良いと思うのですよね。3Dでしか作れませんという義肢装具士さんが現れると困っちゃうのですけども。そういうことで、参考意見とさせていただくということでもよろしいですか。浅見構成員、お願いします。

浅見： すみません、最後に。今回のいろいろな研究の成果からもありますように、結局、利潤がまったく上がっていない義肢装具というものがございます。この補装具制度を支えている大きな職種が義肢装具士の方ですけれども、その方たちが、実際に利潤が上がらない中で仕事をされているというのは非常に問題だと思いますので、やはり先ほど飛松先生もおっしゃっていたように、いろんな要素で、価格を見直さないといけないという状況にあると思いますので、その辺を含めて、ご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

榎本： そうですよ。ありがとうございます。国家資格を取って、責任を持って作っているわけですので、その賃金も含めて、本当に平均的な賃金より安いという報告を聞いてびっくりしているのですよね。より以上、義肢装具士が利用者さんのために、良いものを作りたいという気持ちになれるような、そういう制度にしていいただければと思います。井村構成員、お願いします。

井村： ありがとうございます。井村でございます。意思伝達装置のところも関係するんですが、先ほどの団体ヒアリングの要望⑥-1にもありましたが、視線検出式入力装置を借受けの対象にという要望もあったんですが、そもそも借受け自体が、きちんと機能しないので、やはりそろそろの借受けのあり方というのを見直す必要があるのではないかと個人的には思っていますので、細かく決めなくてはいけないところで後回しになってきちゃうと思うんですが、それについてもしっかりと議論いただければと思います。あと、今回の会議の進め方なんですけど、非常に資料が多いので、これを2時間で全部議論はできないということで、ワーキンググループというものが開催されたとは私は解釈しているんですが、そもそもワーキンググループがどういうメンバーを対象とし、メンバー構成されて、どういう議論があったのがよ

く見えておらず、私はオンラインなので Web で議事録を見ながら確認していたんですが、あらかじめワーキンググループでこういう結論があったということなどを示していただくと、そこから議論しやすいので、これだけの議論、テーマがある中ではもう少し会議の資料の提示の仕方を含めてご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

樫本： 事務局いかがですか。

徳井： はい、井村構成員、資料の提示の仕方、あるいは今回の検討会の進行の仕方については、今ご意見いただいた通りだと考えております。これだけ資料が多い中で、またこれまでのワーキンググループの資料も、今回この検討会からこの厚労科研の資料等をご覧になられた構成員の先生方には、大変ご負担をおかけして申し訳ございませんでした。次回からもう少し資料をどのようにお見せするかといったところも工夫のほうさせていただきたいと思います。また借受けの議論につきましては、今、厚労科研の方でもチームの方を作って見直しを進めている最中になります。もちろんその中に意思伝達装置についても議論の対象に入っておりますので、そちらの方も、研究班から報告できる段階になりましたら、ご報告をしていただきたいと考えております。以上になります。

樫本： はい、ありがとうございました。借受けの定義から直さないと、いろんな、意思伝達装置の付属品もそうですし、今、本体しか借受けできない。それから先ほど清水構成員からあった遮光眼鏡のトライアルレンズも借受けの定義からすると、まったく入ってこないわけなんですね。どういうものが借受けの対象になるか、からまた議論しなさいなさいいけないので、今後、その辺も念頭に置いて、補装具の制度が発展することを祈っています。ということで、時間になりましたので、閉めてよろしいですか。皆さん、ご協力どうもありがとうございました。じゃあ、マイクを事務局にお返しします。

河野： 樫本座長、どうもありがとうございました。また構成員の皆さまにおかれましては、本日も多忙の中、ご出席賜り、活発なご議論をいただき、どうもありがとうございました。次回、第 61 回補装具評価検討会は、すでにご案内のとおりですが、11 月 20 日に開催を予定しております。以上で、令和 5 年度第 60 回補装具評価検討会を終了いたします。どうもありがとうございました。

###